

# 放課後児童クラブを申込される方へ（令和3年度募集・けやき児童クラブ）

## ★令和3年度からの変更点★

### ① 月額利用手数料が変更となります。（減免対象者は全額減免となります）

令和2年度から令和4年度まで、月額利用手数料を段階的に改定させていただきます。

令和3年度の月額が6,000円となります。ただし、8月のみ8,000円となります。

（令和4年度以降の月額は7,000円（8月は9,000円））

### ② 「就労」要件による申込の場合の添付書類の提出方法が変更となります。

就労（採用内定）証明・申立書の所定の欄に勤務時間が記入できず勤務実績表等を添付する場合は、勤務実績表等に事業所名と証明者印の記入・押印が必要となります。いずれか一方でも不足した場合、再度提出していただくこととなりますのでご注意ください。

詳しくは「就労（採用内定）証明・申立書」裏面をご覧ください。

### ③ 押印が必要な書類を見直しました。

様式の見直しにより、多くの書類は押印を不要とします。ただし、「誓約書」については押印を不要としますが氏名を自署していただきます。また、法律の定めにより押印を廃止できない書類等もありますので、それらの書類については引き続き押印が必要です。

## 1. 申込期間

申込書は第1希望の施設へ提出してください。

入所希望日	受付期間	受付場所	受付可能日時
R3.4.1 <small>※この日時点で申込要件を満たす方に限ります。</small>	R2.11.24(火)~R3.2.27(土) <small>※この期間以降も受付は可能ですが、定員を超えている場合、欠席入所となります。</small>	けやき 児童クラブ	午後2時～午後5時30分 (月～土曜日) ※土曜日は閉所の場合あり
年度途中の 申込	1日～15日受付分⇒翌月1日入所 16日～31日受付分⇒翌月16日入所 <small>※1日、16日が日・祝の場合その翌開所日から入所となります。</small>		開所時間中
長期休暇期間	受付期間、保護者等の要件については、受付開始前に各放課後児童クラブ、市ウェブサイト等でお知らせします。ただし、定員に空きがない場合は受付ができません。		

## 2. 申込できる児童

◆一宮市内に住所を有し、保護者等に以下の事由がある一宮東特別支援学校小学部在籍の1年生から6年生までの児童のうち、令和3年度を通じて放課後児童クラブの利用が必要な児童

### 保護者等の要件

事由		申込できる条件
就 労		① 14：00～19：00の時間帯を含む勤務 ② 9時間以上の勤務 } ※1 ①または②の勤務が1か月に8日以上あること
就 労 外 要 件	傷病等	保護者が傷病により1か月以上入院している、安静加療が必要である
	心身障害	保護者が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている 保護者が要支援認定・要介護認定を受けている
	看護・介護	保護者が親族の入院の看護・介護をしている
	就学等	保護者が学校に通っている、または就労等のため技能訓練を受けている (時間・日数は上記「就労」と同様)
	出産	保護者の出産(分娩予定日の3か月前から出産日の2か月後の月末まで) ※2
	求職	保護者が現在求職活動中または入所次第求職活動を開始する予定である ※3
	災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている

上記の要件を満たしていることが就労証明書等で確認できる期間のみ、在籍できることとなります。

※1

- ・通勤時間を含むと就労の要件を満たす場合は、就労証明書の他に通勤時間の申立をすることにより、申込が可能となります。ただし、選考となった場合は、保護者指数はすべて0となります。

※2

- ・出産日の2か月後の月末までに就労を開始するなど、上記保護者要件を満たす場合のみ、引き続き放課後児童クラブを利用することができます。継続利用を希望する場合は、利用期限の月の15日までに就労証明書または就労外要件申立書を提出してください。

(例：出産日が9/15の場合、利用期間は11/30までとなります。12/1以前に上記就労要件を満たす就労を開始する場合や就労外要件を満たす場合は、その証明書を11/15までに提出することで継続利用が可能です。)

※3

- ・この要件による申込の場合、利用期間は入所日の翌月末までです。
- ・求職による利用期間中または利用期間の最終日の翌日から、上記就労要件を満たす就労を開始する場合は、入所開始日の翌月15日までに就労証明書を提出することで継続利用が可能です。

(例：4/1に入所した場合、利用期間は5/31までとなります。6/1以前に上記就労要件を満たす就労を開始する場合は、その就労証明書を5/15までに提出することで継続利用が可能です。)

- ・求職活動による入所は、同年度に1度のみとなります。

### ◆育児休業から復帰予定の方

現在育児休業中で令和3年度中に復帰予定の方で、復帰後の就労状況が上記の「就労」の条件を満たす方は、**R2.11.24(火)～R3.2.27(土)の期間に限り**あらかじめ申込をすることができます。

利用開始日は復帰予定日以降からとなります。(例：6月10日復帰予定の場合、利用開始は原則6月10日です)

■次に該当する場合、申込ができません(③～⑤は兄弟姉妹の利用で該当する場合も含まれます)。

- ①65歳未満の祖父母が同一住所に住んでおり、その方が「保護者等の要件」に該当しない場合
- ②保護者が、就労証明書などからみて、放課後児童クラブの開所時間中に児童の送迎ができない場合
- ③保護者が、放課後児童クラブの運営上遵守すべき事項について警告を受けても守らない場合
- ④保護者が、放課後児童クラブ利用手数料またはスポーツ安全保険料を滞納している場合
- ⑤過去に放課後児童クラブの利用者登録を取り消されたことがある場合

### 3. 開所日と開所時間

期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(1)開所日は、毎週月曜日～土曜日

ただし、祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

(2)開所時間は、月曜日～金曜日は下校後～午後7時、土曜日は午前7時30分～午後7時です。

夏休み・冬休み・春休み及び学校の平日振替休校日は午前7時30分から受け入れます。

※利用者のいない日やいない時間帯は開所していません。

### 4. 利用手数料(放課後児童クラブ利用手数料)

児童1人につき月額 6,000円(ただし8月のみ月額8,000円)

別途必要な経費をいただくことがあります

※減免申請をしていただくことにより全額減免になります。

### 5. 保 険

(1)入所前にスポーツ安全保険に加入していただきます。

加入手続きは市で行います。

保険料は利用手数料に含まれていますので、別途請求はしません。

(2)放課後児童クラブで起きた傷害については、通院・入院の1日目から定額保険金が支払われます。

### 6. 定 員

8名

定員を超える申込がある場合は、選考基準により選考を行い、欠席入所となる場合があります。

令和3年3月1日以降も申込を受付けますが、定員を超えている場合は欠席入所となります。

## 7. 申込される方の必要書類

①入所申込書〈必須〉 ・ 児童1人につき1部提出してください。

+

### 【父母、65歳未満の同居祖父母についての添付書類】

就労している方

②就労証明書

または

就労外要件の方

③就労外要件申立書

〈②③のいずれか必須〉

- ・ 児童と同居している父・母は必ずご提出ください。  
※単身赴任の方の提出は任意ですが、未提出の場合加点対象となりません。
- ・ 65歳未満の祖父母と同居している場合は、必ずご提出ください。  
→ 65歳未満の祖父母で提出がない場合は、申込できません。  
(詳しくは、6ページ「**■同居祖父母の要件と必要書類**」でご確認ください)  
※児童が兄弟で申込する場合でも1部ずつで結構です。  
※その他添付書類が必要となる場合があります。

+

④誓約書〈必須〉

- ・ 児童が兄弟で申込する場合は1部で結構です。

+

⑤減免申請書〈任意〉

- ・ 減免申請をしていただくことにより全額減免になります。

+

⑥児童の送迎に関する届出書〈任意〉

- ・ 保護者全員の勤務終了時刻が午後7時を過ぎている場合など、保護者以外の方が送迎を行う場合は、提出が必要です。

⑦申立書〈任意〉

- ・ 自営業の添付書類が提出できない方、通勤時間の申立をする方 など

### 【65歳以上75歳未満の祖父母と同居している場合の添付書類(該当する方がいる場合のみ)】

就労している方

⑧就労証明書

就労外要件の方

⑨就労外要件申立書

- ・ 就労または就労外要件に該当している祖父母のみ、ご提出ください。  
※該当する祖父母、全員の証明書または申立書を1部ずつご用意ください。  
※児童が兄弟で申込する場合でも1部ずつで結構です。  
※その他添付書類が必要となる場合があります。

☆ 申込書類を提出する前にご確認ください

	確認項目	チェック
1	「7. 申込される方の必要書類」に記載のある必要書類はそろっていますか。	<input type="checkbox"/>
2	<p>就労している場合、「就労（採用内定）証明・申立書」をご覧になりながら確認してください。 証明された勤務日数・勤務状況は以下の条件を満たしていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「14：00～19：00の時間帯を含む勤務」もしくは「9時間以上の勤務」の合計が 1か月に8日以上ある</p> </div> <p>※条件を満たしている方のみ申し込みができます。 ※通勤時間（自宅から勤務先までの移動時間）を含めると条件を満たす場合は申立書を提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>「就労（採用内定）証明・申立書」に勤務実績表等が添付されている方のみご確認ください。</p> <p>(1) 添付された勤務実績表等の余白に、事業所名の記入がありますか。 (2) 添付された勤務実績表等の余白に、就労(採用内定)証明・申立書の証明者印で押印したものと同一の証明印が押されていますか。</p> <p>※ (1) (2) のいずれか一方でも不足する場合、再度提出していただくこととなります。</p>	<input type="checkbox"/>
4	「誓約書」は、申込者それぞれが氏名を自署していますか。	<input type="checkbox"/>

■ 「就労（採用内定）証明・申立書」に残業日数・残業時間が証明されている場合の考え方

「勤務状況」の各勤務パターンについて、「残業（合計）時間」÷「残業（合計）回数」により残業時間の平均を算出します。

残業時間の平均はそれぞれの勤務パターンの「残業（合計）回数」に証明された回数まで、その所定労働時間に加算して考えることができます。

☆ 提出書類の保管について

ご提出いただいた書類のうち、申込書、就労証明書、就労外要件申立書、その他緊急時の連絡等に必要と思われる書類については、その写しをご利用の放課後児童クラブにて一定期間保管いたします。

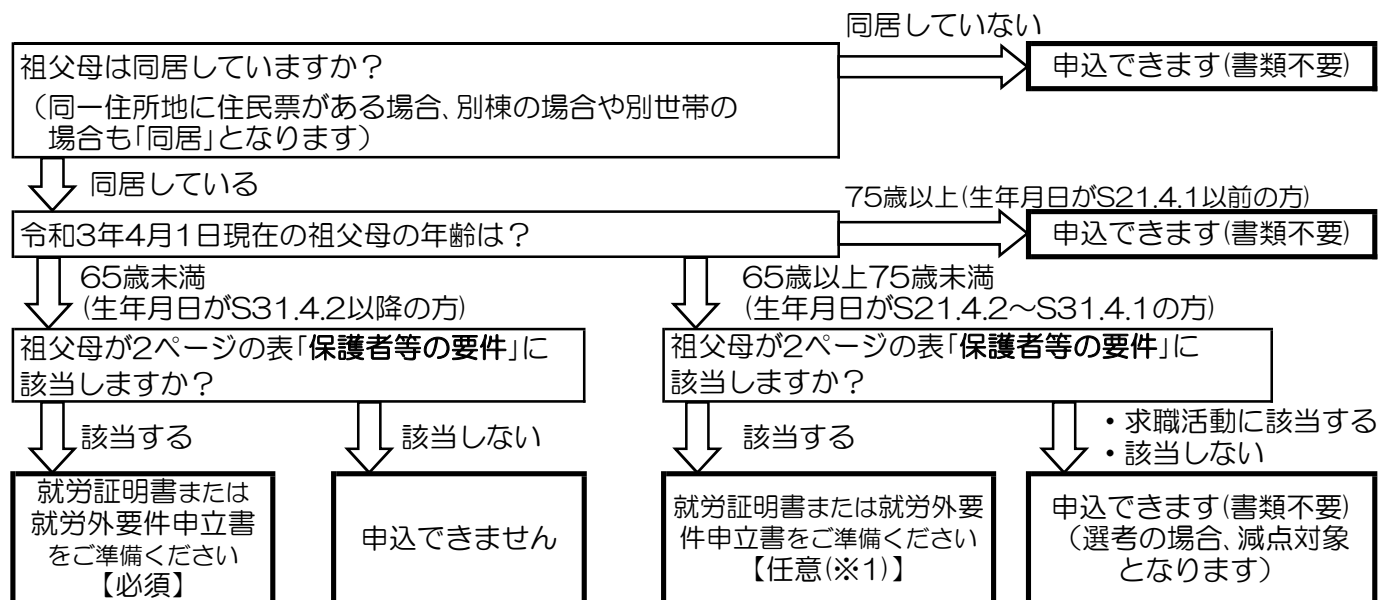
保管に際し、個人情報の取り扱いには十分注意し、一定期間経過後に適切に廃棄します。

## ☆ 同居祖父母の審査内容について

- ・祖父母の年齢により就労証明書・就労外要件申立書が必要となる場合、不要となる場合がありますので、下の図で判定して、状況にあった書類をご用意ください。
- ・児童の祖父母すべてについて下の図で判定した結果、1人でも「申込できません」という結果になった場合は、申込できません。

### ■同居祖父母の要件と必要書類

同居している祖父母の年齢によって、申込に必要な書類や申込可能な要件が異なります。以下のフローチャートを用いて確認し、必要書類をご準備ください。



※1…就労証明書等がない場合でも申込はできますが、選考となった場合は2ページの表「保護者等の要件」に該当しないものとみなし選考しますので、不利になります。

## 8. 入所の審査

①②の順に審査を実施します。

### ① 入所要件の審査

申込書記載事項、提出された証明書などの添付書類により「2. 申込できる児童」に該当するかを審査します。必要に応じて追加資料を提出していただく場合や、自宅や勤務先等へ確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

### ② 入所選考基準による審査

①により入所要件を満たす申込者の数が、各放課後児童クラブの定員を超えた場合は、選考基準に基づき、合計指数の高い方から入所を承諾します。校区内に複数施設がある際の希望順は、選考に影響しません。指数の詳細は、別紙「一宮市放課後児童クラブ利用選考について」をご確認ください。

なお、審査の結果は郵送でお知らせします。

※年度途中からの通年利用は随時受付し、上記①②の順に審査を行います。

原則1日～15日受付分は翌月1日から、16日～31日受付分は翌月16日からの利用となります。  
(1日、16日が日曜、祝日の場合はその翌開所日が入所日となります。)

## 9. 利用時の留意点

### ◎ 利用時間について

**放課後児童クラブの利用に当たっては、時間を厳守していただきますようお願いいたします。**

開所時間外の送迎が度重なる場合、退所していただく場合があります。

また保護者全員の勤務終了時刻が午後7時を過ぎており保護者以外の方が送迎を行う場合は、「児童の送迎に関する届出書」の提出が必要となります。

### ◎ 利用手数料について

納期限は毎月月末となっています。

納期限を過ぎても納付が確認できない場合、督促・催告をおこないます。なお改善されない場合は、別紙「児童手当等に係る放課後児童クラブ利用手数料の支払申出書」に基づき児童手当から未納分を充当し、差額を手当として支給します。

減免申請書を提出し、減免承諾となっている場合は、納付は不要です。

### ◎ 住所・世帯の状況や保護者等の勤務内容の変更について

申込時の内容から変更となった場合、変更内容によって必要な書類が異なりますので、すみやかに放課後児童クラブまたは子育て支援課まで申出をし、書類の再提出をしてください。

勤務内容等が変更となった結果、**「保護者等の要件」に該当しなくなった場合は、放課後児童クラブをご利用いただくことはできませんので、すみやかに退所届を提出してください。**

### ◎ 保護者等の連絡先について

緊急時に、SMS（ショートメッセージサービス）を利用してメールを配信する場合があります。メールは申込書の「SMS用携帯電話番号」にて指定された連絡先に送信します。

申込書の「SMS用携帯電話番号」に指定した電話番号に変更があった場合は、すみやかに放課後児童クラブまたは子育て支援課まで申出をし、書類の再提出をしてください。

### ◎ 辞退について

申込書提出後、利用前に辞退を希望される方はすみやかに「退所・辞退届」を放課後児童クラブへ提出してください。

### ◎ 退所について

**必ず最終利用日までに「退所・辞退届」を放課後児童クラブに提出してください。**

退所届の提出がない場合は、**在籍していることになり、利用がなくても在籍期間中は利用手数料が発生します**のでご注意ください。

◎ 休所について

放課後児童クラブでは、以下の①～③のいずれかに該当する場合にのみ、休所届を提出することで一定期間放課後児童クラブを休所することができます。

- ①登録児童自身のけがや入院などにより、学校から放課後児童クラブへ自力で下校できない場合
- ②登録児童自身のけがや入院などにより、学校を長期間休む場合
- ③保護者のけがや入院などで児童の送迎ができないことを診断書等の写しにより証明でき、かつ他に送迎できる者がいない場合

◎ ご利用をお断りする場合について

放課後児童クラブでの集団生活を営む上で著しく支障があると思われる場合には、放課後児童クラブのご利用をお断りする場合があります。



<問い合わせ先>

- |               |                   |    |                |
|---------------|-------------------|----|----------------|
| ・入所の申込について    | けやき児童クラブ          | 電話 | (0586) 52-0711 |
|               | または 一宮市こども部子育て支援課 | 電話 | (0586) 28-9022 |
| ・施設と利用手数料について | 一宮市こども部子育て支援課     | 電話 | (0586) 28-9022 |
| ・運営について       | 一宮市社会福祉事業団        | 電話 | (0586) 51-5020 |